

平成18年度税制改正に関する要望

平成17年11月

中国経済連合会

平成17年11月

中国経済連合会

会 長

総合政策委員会委員長

高 須 司 登

橋 本 宗 利

はじめに

わが国経済は、企業部門の絶え間ない努力による好調さが家計部門へ波及しており、個人消費など民間需要の拡大を支えに回復基調にある。

しかし、今後、原油価格の高止まりや、中国など近隣諸国との競争激化により企業収益が圧迫され、個人消費や設備投資等に悪影響を及ぼすことが懸念される。

このような状況の下、景気を本格的な回復につなげていくためには、企業や個人の活力を引き出すための税制改革を促進し、経済を活性化することが重要である。

また、地域経済の振興のためには、地域社会の構成員である地元企業や個人が一体となり、自ら地域経済を担っていく仕組みづくりを進めるとともに、産学官連携の推進や新事業・新産業の創出のための環境整備を図ることが必要であり、そのための税制面での支援も欠かせない。

さらに、市町村合併が進展した今日、地方が自立的・持続的に発展していくには、地方分権にふさわしい新たな地方行財政制度の確立が求められ、国と地方による税財政改革の議論の場において十分な検討を行う必要がある。

以上のような視点から、中国経済連合会では、総合政策委員会（委員長：橋本 宗利（株）広島ホームテレビ代表取締役社長）において、平成18年度税制改正についての審議・取りまとめを行い、以下のとおり要望を行うものである。

平成 1 8 年度税制改正に関する要望

1 . 法人税制等について

(1) 研究開発促進税制の延長

わが国企業の国際競争力の向上には、研究開発の促進は不可欠である。平成 15 年度税制改正において、試験研究費の総額の一定割合を税額控除する制度が導入されたが、投資促進による短期的な需要促進に加え、生産性を向上させるなど一定の効果が示されたことから、恒久的措置である制度の基幹的部分（税額控除率 8 ～ 10%、中小企業は一律 12%）に、3 年間の時限措置として上乗せされた 2%（中小企業は 3%）分については、来年度以降も存続させるべきである。

(2) I T 投資促進税制の延長

わが国企業が国際競争力を維持・向上させていくには、I T 投資による事業の効率化や付加価値向上が重要である。平成 15 年度税制改正において、3 年間の時限措置として自社利用の I T 投資につき、税額控除（10%）または特別償却（50%）の措置が講じられたが、生産性向上と競争力強化に直結するものとして、多くの企業が活用しており、その効果は極めて大きいものといえることから、来年度以降も存続させるべきである。

(3) 減価償却制度の見直し

減価償却制度は、企業の発展に欠かせない設備投資行動に大きな影響を与えている。加えて、国際競争力が激化している中、国際的なイコール・フットイングが求められている。先進国に例のない償却可能限度額の設定を廃止し、100%償却可能とするべきである。

また、投下資金の早期回収の観点から、耐用年数を短縮するか、あるいは、加速度償却制度を一般的な制度として導入することが必要である。

(4) 連結納税制度の見直し

連結納税制度は、企業グループを一つの納税単位とすることで実態に即した適性課税が可能となるほか、企業の組織再編をより柔軟に行うことができ、わが国企業の国際競争力の強化にもつながることとなるが、制度を導入する企業が少ないのが実態である。連結グループ法人間での寄付金の損金算入を認め、また、制度の適用開始または加入時における連結所得からの子会社の繰越欠損金控除を可能とし、一定の資産の時価評価規定を廃止するなど、制度導入を促進する環境を整えるべきである。

(5) 欠損金の繰戻還付制度の復活

法人税法上は、企業育成の観点から一定の要件のもと、事業年度間での損益通算による税の軽減を認めている。欠損金の繰戻還付制度は、バブル経済の崩壊による税収不足を補う目的で、平成4年度

から適用停止となっているが，この停止を解除し，さらに繰戻還付期間を1年から2年に延長するべきである。

(6) 外国税額控除制度の見直し

国際的なイコール・フットィングの観点から，外国税額控除限度額を拡大するとともに，控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間を延長するべきである。また，控除限度超過額について，損金算入を認めるべきである。

(7) ベンチャー企業の育成

経済の活性化には新事業・新産業の創出が欠かせず，ベンチャー企業の果たす役割は大きい。新規事業を起こす環境を整備し，創業を促進するためにも，ベンチャー企業に対しては創業から一定期間，法人税率を軽減するなど税制の優遇措置を講じるべきである。

2. 個人所得課税について

定率減税については，平成17年度税制改正において平成18年から，個人所得税・個人住民税の減税分が半減されることとなったが，さらなる見直しについては，景気動向を踏まえ慎重に検討を行うべきである。

3 . 土地税制等について

(1) 不動産の流通促進

大都市圏の一部では地価の下げ止まり傾向がみられるものの、地方においては依然として下落が続いている。土地の有効利用と企業の活力向上、地域の活性化の観点から、平成 17 年度末で期限切れとなる不動産取得税および登録免許税の軽減措置について、適用期限を延長するべきである。

(2) 償却資産に対する固定資産税の廃止

家屋以外の事業用償却資産に対する固定資産税は、諸外国を見ても異例であり、また、課税が特定の設備型産業に偏るなど公平性が保てないことから、廃止するべきである。

4 . 環境税について

産業界は地球温暖化防止に向け、CO₂ の排出削減に加え、優れた省エネ製品の開発や国民運動に対する協力など、懸命に努力を続けている。そうした中での環境税の導入は、産業界の自主的な取り組みを阻害するばかりでなく、国際競争力を著しく低下させ、ひいては同様の税負担がない周辺諸国への生産移転を促すこととなり、地球規模で見れば、かえって CO₂ 排出量の増加が懸念されるため、導入するべきではない。

5 . 地方財政について

国と地方の税財政改革を進めるにあたっては、特に以下の3点について、十分な検討が必要である。

(1) 国と地方を通じた歳出のスリム化の徹底

人件費など諸経費の削減や行政サービスの民間への開放等を促進することで、一層の歳出のスリム化に努めるべきである。

(2) 地方の役割に見合った税源の移譲

地方分権を進めるうえで、三位一体の改革は是非とも実現させなければならない。国庫補助負担金の削減は、地方への税源移譲と一体が原則であり、それらを確実に実施するべきである。

(3) 自治体間の財政力格差に対する新たな調整システムの確立

現在取り組まれている地方交付税の改革にあたっては、地域間の財政力格差を配慮するべきである。

また、将来的には新たな調整システムの確立を検討するべきである。

6 . 道路特定財源について

道路は最も基本的な社会基盤であり、道路網の整備は、地域の均衡ある発展と地域の活性化、生活環境の向上等を図るためにも、大

変重要である。地方道路網の整備は進展しているものの、特に高規格道路の計画的かつ早期の整備に対する地域住民の要望は切実である。

しかし、構造改革の一環として、公共工事費の抑制が図られてきており、現在、道路整備の財源である道路特定財源の見直しや一般財源化について議論されているが、議論にあたっては道路整備の重要性を深く認識し、今後の道路整備に支障を来たすことのないよう配慮すべきである。

以 上